

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	高齢者等に対する緊急通報装置の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		門真市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の第5の項 高齢者等に対する緊急通報装置の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法（平成九年十二月十七日法律第百二十三号）第1条	門真市高齢者等緊急通報装置貸与要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、 <u>加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等</u> について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の <u>保健医療の向上及び福祉の増進</u> を図ることを目的とする。	第1条 この要綱は、 <u>高齢者</u> （おおむね65歳以上の者をいう。）及び重度身体障害者（以下「 <u>高齢者等</u> 」という。）に対し、簡単な操作により第三者に通報することができる緊急通報装置を貸与することにより、急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、もって、 <u>高齢者等の福祉の増進</u> に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		門真市高齢者等緊急通報装置貸与要綱